



防災分野における地域と企業の連携の新たなあり方検討会（第1回） 議事要旨

1. 検討会の概要

日時：令和8年6月16日（火） 16:00～18:00

場所：中央合同庁舎第8号館3階 災害対策本部会議室
（対面・オンラインのハイブリッド開催）

出席委員：廣井座長

大串委員、奥村委員、廣内委員、石山委員、永井委員、流委員、原田委員、
堀委員、有吉委員、伊藤委員、江淵委員、細川委員、松谷委員、若林委員

2. 議事要旨

冒頭、あかま二郎内閣府特命担当大臣（防災）から、各委員の専門分野を背景として、今後の地域と企業の連携のあり方について活発な議論が交わされることへの期待が述べられた。

その後、資料1「防災分野における地域と企業の連携の新たなあり方検討会開催要領」について、委員から承諾を得た後、委員の互選により廣井委員が座長に選任された。

その後、事務局から資料2「防災分野における地域と企業の連携の新たなあり方検討会について」に基づき説明を行い、廣井座長および各委員から意見をいただいた。各委員からの主な意見は次のとおり。

なお、当日欠席の磯打委員については、事前に意見の提出があり事務局から紹介した。

- 官及び地域と企業における災害対応業務の役割分担や線引きをどのように行うか、どのように分類するか、実効性をどのように確保するか、きちんとしたサポートや報酬の仕組みを設計するにはどうすればよいかといった問題がある。これらを実現するための事前準備とは何かを考える必要がある。
- その上で、これから官民連携として何を目指すべきかを検討するに当たり、官民連携型防災についていくつか分類を行った。
- 官民連携型防災 ver. 0.0 は、原則として災害対応は全て官に任せるという、阪神・淡路大震災以前の古い時代の考え方である。現在は、官民連携型防災 ver. 1.0 に当たると考えており、協定やCSRなどをモチベーションとして、官と民の連携で公益を実現するもので、阪神・淡路大震災以降、増えてきた。
- 未来としては、ver. 1.5 と ver. 2.0 という二つの方向が考えられる。
ver. 1.5 は、官及び地域が対応することと企業が対応することの区別がつき、連携すべきタスクがカテゴリー化され、「餅は餅屋」が実現している状態である。企業の取組のモチベーションは主にCSRであると考えられ、評価や報酬制度を推進策として検討する必要があると思う。上記取組を通じ、実効性や計画性がある程度確保された目指すべき方針の一つである。
- 一方で、ver. 2.0 は、協定も重要でありつつ、ドラスティックに企業による災害対応がCSRだけではなくビジネスとして成立するという未来である。ビジネス化することで、災害

対応業務を抜け目なく全体最適化できる。つまり、官及び地域も企業も対応できないところを、お金を出して埋めることができる可能性があると同時に、平時の連携をビジネスとして実現できる可能性もある。

- 本日の検討は「新たなあり方」ということで、あえて ver. 1.5 と ver. 2.0 という未来を想像した。8回の検討会の中で、どこまで議論できるか、あるいは成果物にどこまで落とし込めるかを、ぜひ皆様と議論したい。
- フェーズフリーの考えなども踏まえ災害時を想定すると、平時には少し非合理に見える備えであっても、有事には圧倒的に備えておいてよかったものがあると思う。それを自治体ではなく民間企業がビジネス環境として持ち、その備えを管理・配分することで無駄にならない仕組みをつくることも必要ではないか。
- 協定に基づいた物資やサービスの提供について、漏れなく、ダブリなく、しかし少しはダブリがある状態で、どのようにカバーされているかを一覽的に把握しておくことが重要である。
- 組織では人が入れ替わっていくのが常であるため、顔が見えない関係の中でも協定が現実機能する仕組みを構築しておくことが重要である。
- 協定に基づく支援の費用について、費用弁済までは確約できるか。それとも、費用に利益を乗せて支払うことができるかという点を詰めた上で、企業に支援要請することが大事だと思う。費用弁済すら申し出にくい状況では、協定の締結自体をためらうことにもなりかねない。費用弁済は確約できることを宣言した上で、支援を提供いただくことが重要である。
- 発災後の対応に関する協定に力点が置かれてきたことを、改めて再確認した。協定の実効性を高めるためには、徹底した事前防災の中で、平時の事業活動や企業価値向上にもつながるインセンティブを設計できるかが重要である。
- 企業の中には、防災性能そのものを差別化要素にする事例や、地域密着型の防災サービスとして展開する事例も出てきている。防災への取組が、独自の競争力や新たな市場創出につながる可能性がある。
- 自治体と企業の協定を考える上で、企業がなぜ継続的に協定を結んでいるのか、そこにどのような価値やメリットを見出しているのか、企業側の率直な問題意識や期待を把握する必要がある。
- 企業側の率直な問題意識や期待が見えなければ、実効性ある連携の設計は難しいと思う。企業はなぜ防災に取り組むのか、企業にとってのインセンティブは何なのか、地域との関係をどのように企業価値につなげられるのかを深掘りできるよう、この検討会で丁寧に意見を伺いたい。
- 地域と企業の連携において、住みやすい地域を目指すためには、地域の担い手である事業所も重要なアクターである。サプライチェーンや取引先との連携だけでなく、地域の担い手になっている拠点との連携も非常に重要である。また、地域に同居する企業同士が協力し、地域と連携する必要もある。
- 資料2の中で時系列に応じた支援内容の掲載があったが、物や場所の話が中心であり、人の支援も考えていく必要がある。

- ボランティア精神だけに頼るのは非常に難しい。企業が能動的に地域と関わっていけるような動機づけが必要だと思う。もちろん、そういうことを一生懸命行っている企業は、企業価値の向上という評価を受けるわけであるが、それ以上に、インセンティブをどういう形でしっかり付与できるかを考える必要があると思う。
- 協定の実効性確保という観点では、協定における甲と乙の関係の中で、できること、できないこと、難しいことがあり、それは締結先が企業だけではなく協議会等になった場合においても変わらないと想定される。平時に地域と企業がそれぞれの強みを生かし、地域と企業の双方が価値を見いだすことで、企業は取組を通じてビジネスにもつなげていけるということを打ち出していけるとよいと思う。
- 平時から行政、特に基礎自治体における災害対応業務を企業と連携し、地区防災計画等に位置付けながら、全体のリソースを地域と企業で賄えるようになることを目指すことが、事前防災の徹底につながると考える。
- 例に挙げられているレジリエンス認証等の既存の表彰・評価制度の中に、地域と企業の連携、企業としての地域貢献の項目を追加することも一案と考える。
- 大企業、中小企業、地域企業、スタートアップ、プラットフォーム事業者、それぞれ持っているリソースや、災害時に対応できる体力やリスクも異なるため、企業の定義を細かく整理していく必要がある。さらに、コンソーシアムという点において、自治体と民間との連携だけでなく、例えば大企業とスタートアップの連携のような企業同士の連携についても整理し位置付ける必要があると思う。
- 発災時の連携において、意思疎通のミスが生じるのは、情報共有の遅れや、言葉・フォーマットが統一されていないことが原因の1つと考える。情報基盤や共通言語の整備を検討会の成果物のガイドラインに組み込み、平時において共有する必要がある。
- 企業が参加し続けられるインセンティブについて、資料2に記載されている、表彰や評価といった、社会貢献の側面だけでなく、平時のビジネス活動の中に防災が組み込まれているという発想が必要ではないか。防災への参画が企業の平時のビジネスに直結し、顧客接点の拡大や購買の拡大につながるという考え方を取り入れることも重要である。
- 自治体に対しては、協定の有無だけではなく、協定の見直し状況、訓練、活動手段、費用、責任の範囲、省庁横断の連携といった点を、より細かく調査する必要があると思う。一方で、企業に対しては、提供可能なリソースだけではなく、平時の事業活動との接続、持続可能なビジネスとの両立、協定時に自治体に求める準備、情報連携ツールも含めて、どのようなものが望ましいのか調査すべきではないか。
- 企業の立場として、災害時に国・自治体に協力することは当然のことと捉えている。一方で、近い将来の発生が懸念されている南海トラフ地震等のような広域巨大災害の場合、企業が負担する人的・物的コストは膨大になる。また、復興が完了するまで長丁場となるため、ボランティアや善意、現場頼みでは、企業としてのコミットメントにも限界がある。国難級の災害が発生した場合、自社の社員やその家族、施設・設備にも相当の被害が発生し、企業経営にも大きな影響が予測され、どこかの時点で自社優先に切り替えざるを得なくなることも想定される。この限界をどう乗り越えていくかが重要である。
- 自治体と単一企業の協定での対応は、南海トラフ地震や首都直下地震のような広域巨大災害の際に同時被災している可能性も大きく、限界があると思う。国難級の災害への対応を想定した災害時応援協定の全体像、いわゆる官民連携のグランドデザインを描いておく必要がある。

- 協定に積極的に取り組む企業が、顧客や株主をはじめとするステークホルダーから評価される制度・仕組みを構築していくことが重要である。
- 既に多くの自治体で協定やガイドラインが作られている中で、本検討会の取組がそこにオーバーラップする可能性があると考ええる。その際、今うまくいっている企業と自治体の連携・取組を阻害・後退させないよう、調査では既存の取組をよく捉えた上で、きちんと維持できるような取りまとめを検討する必要がある。
- 企業の活力を引き出す上では、企業側と行政側の双方が歩み寄って理解していくことが必要だと思う。調査に当たっては、行政が何を求めているかと合わせ、企業が何を求めているかを擦り合わせる作業が必要になると考える。
- 業界ごとの特性や課題を一律に扱うと、不自由なガイドラインや検討結果になる可能性があるため、企業や業界による特性の違いを考慮した取りまとめになるとよい。
- 中小企業は、事業を通じて地域経済を支えるだけでなく、地域の自治会やお祭りにも積極的に参加するなど、日頃から地域内で顔が見える関係性を構築しており、災害時には、地域に貢献したいと自然に考える企業は多い。一方で、従業員数や資金等のリソースが限られており、防災までは手が回らないことも多いと推察する。
- 個々の企業単位で直接協定を結ぶのではなく、地域における建設業の防災協議会など、中小事業者が所属する地域の業界団体が自治体と協定を締結しているケースも多いと聞いている。地域に根ざした中小企業と自治体との連携強化を検討するのであれば、大企業を中心とした全国組織のある業界団体だけではなく、中小企業が加入している業界団体も意識し、実態の調査や方策の検討を行う必要がある。
- 企業からすると、実益がない共助を続けていくことは非常に困難。税制、入札、金融など、何らかの制度と接続し、平時のコストを回せるような仕組みが必要ではないか。
- 協定は存在するものの、紳士協定的に扱われているものも相当あるのではないかと。協定において、何を、どこまで、どういう範囲で、どういう責任を持って役割を果たすべきかが、ある程度目に見える形になっていることが重要である。
- 発災時に個々の企業が協定に基づいてそれぞれ行動しているだけでは、全体としての最適化にはなりにくいと思う。それぞれの行動や活動を束ねる司令塔としての役割を、自治体が担うのか、国が担うのか、どのように考えるかが重要である。
- 地方公共団体と企業の役割分担や、協力関係を明確にしておくこと、さらに取組に要する費用分担のあり方、責任の所在の明確化等にまで踏み込んで整理することで、持続可能な仕組みとして担保できるようにすることが非常に重要である。
- 企業の創意工夫を一層引き出すためには、例えば、防災DXに向けたデジタル技術への投資や、災害時に役割を発揮するフェーズフリー商品の開発コストをサポートするなど、防災・減災対策に積極的に取り組むことを促すような誘引を与えることで社会的に価値のあるイノベーションが生まれる可能性もある。

（自治体からは論点に対する意見に加えて、次のとおり事例紹介も行われた。）

- 過去災害において、企業、国、自治体、広域自治体がどのような支援ができたか、被災地は何がありがたかったのか、どこをもう少し助けて欲しかったかを把握することが重要である。能登半島地震の発災直後は、国、省庁、全国規模の企業が頼りになったほか、細や

かなサービスという点では、地元の地理や文化が分かる地元企業に助けられた。そうしたフェーズや支援内容、被災現場の実態を踏まえた視点が重要である。

- 吹田市では、協定を締結している団体が入札で加点する制度を設けている。一方で、この制度を目的とした協定締結とならないよう、年1回、総合防災訓練への参加を必須としており、不参加の場合には、協定が継続しないこともある。制度としては、企業の入札参加の頻度により本制度の魅力が大きく異なるため、業種に偏りが生じるという課題を抱えている。
- 基礎自治体は、地元企業とお祭りやイベントなど、普段から顔を合わせる関係である。表彰、評価、認証という手法が提案されているが、平時の関係がより良くなるような制度でなければ、企業に対して上から目線になってしまう懸念がある。
- 災害時には企業の力に頼らざるを得ない状況になると考える。熊本地震の際には、道路陥没や通行止めにより、地域に詳しい自治体職員ですら、物資集積拠点から避難所まで物資を届けるのに困難を極めた。そうした時に、物流のプロである運送会社や地元の事業者が有するノウハウ等は非常に有効であり、支援物資の管理などを企業にお願いした。また、地下水都市熊本ならではの事例であるが、発災後の断水時には、個人や企業が有する井戸を無料開放してもらい水を確保できた。この地震の経験を踏まえ、熊本地震後には井戸を持つ企業と協定を締結するなど、あらゆる分野で企業の力は重要であると感じた。
- 令和6年の能登半島地震の際には、応援に行く職員の寝食を確保するため、キャンピングカーを活用した。これも、熊本地震後に協定を締結していたキャンピングカー関連団体との調整によるものであり、効果的な企業連携の一例ではないかと思う。
- 毎年、企業等と連携した震災対処訓練を行っているなかで、実際に発災した場合、協定に基づく実動の費用負担も課題と思っている。当然、企業の善意にすべてお願いするわけにはいかないと思うが、いざという時に企業側の実動がスムーズに行われるような準備・関係性を日頃から作り上げる必要がある。
- 現在、一自治体と一企業で締結する協定が主流と思われるが、大規模災害時には被災自治体は混乱し、協定先との調整など手が回らないことも考えられる。例えば、九州市長会等と企業が協定を締結し、九州内で災害があれば九州市長会として企業からの支援を管理する等、広域団体と企業の協定枠組みを拡張していくべきではないか。
- 高知県では、地震対策に取り組む事業所の活動を模範として、地域の防災力を向上させることを目的に、南海トラフ地震対策優良取組事業所認定制度を平成25年度に創設した。事業継続、社員教育、地域貢献の3つの視点から評価し、3つ星から5つ星で認定している。認定期間は3年間で、満了する年度に更新申請を行ってもらい、再審査を行う。現在、70の事業所を認定している。この制度のメリットは、審査を通じて専門家のアドバイスを得られること、認定されることで企業価値が向上すること、金利優遇や地震保険の引き受け緩和が得られることの3点である。
- 審査委員会の委員は、地元の有識者2名、商工会議所連合会、防災士会からそれぞれ1名、そして県の危機管理部長の計5名で、1件1件丁寧に審査を行っている。課題として、審査資料の準備に意外と手間暇がかかるという点があり、認定制度の今後のあり方について、改善などの議論が必要だと考えている。
- また、防災に係る協定等の実効性の確保に向けた取組として、県庁内全ての部局の防災協定などに関する調査を行っている。主な項目として、担当者名簿などの作成・共有を行っているか、相手方と協定に係る打合せ等を実施しているか、双方で協定内容の確認をして

いるか、協定内容の実施に係る手順やルールを策定しているか、協定内容の実行に向けた訓練などを実施しているかを調査し、その結果を踏まえ、防災協定の実効性を高めておく必要があると考え、取組の目標を定めた。

- 南海トラフ地震などの大規模災害を見据えると、事業所の協力は不可欠であるので、社会全体として被害を軽減できる体制を構築するため、知恵を絞って、有効な取組を進めたい。
- 福島県は、企業等が持っているリソースや専門的な知見を活用する観点から、約 430 件程度の協定を締結している。協定先との連携構築に向け、平時には総合防災訓練に参加いただくなどの取組を進めているが、相手先の数も相当多く全体をフォローすることが難しいのが現状である。
- 防災士の資格を持つ郵便局長が多くいる日本郵便と連携協定を締結し、昨年約 300 人の郵便局長を本県の地域防災サポーターに登録した。郵便配達の際に道路や河川の異常を発見した場合には報告いただくほか、地域の高齢者の見守り支援、地域で行われる避難訓練への参加や地区防災計画の作成支援にも携わってもらいたく現在調整を進めている。
- また、今年度、県全域を対象とした防災タイムラインの取組を進めている。これは発災前から時系列に沿って、各防災関係機関の対応を整理・共有し、訓練につなげていく取組である。この取組にも協定先の企業等に参画いただき、体制づくりを進めていきたいと考えている。
- 加えて、企業版の地域防災サポーター制度も考えたいと思っている。ただし、企業に参画してもらうには、企業にとってのメリットや仕組みづくりが重要であり、検討会での議論をしっかりと踏まえながら、私どもとしても検討を進めていきたい。
- 東京都では事業所内で災害対策の旗振り役を担っていただく事業所防災リーダーの登録制度を実施、現在、登録者数は 7,240 社、約 28,000 人となっている。平時は、都から防災活動に役立つ情報を提供し、企業の防災への備えを進めていただき、発災時には、都から気象警報、地震、台風情報のほか、公共交通機関の運行状況などを提供し、一斉帰宅抑制や出勤抑制の呼び掛けにご協力をお願いする。
- また、この事業所防災リーダーの優れた取組を選定し、広く PR することを目的として、令和 6 年度から企業表彰を実施している。令和 6 年度に表彰を受けた企業からは、今まで付き合いのなかった企業との接点が生まれた、といった声もいただいた。こうした優れた取組を他の事業所防災リーダーにも横展開していきたい。
- 東京都の各部局において個別の協定や契約を締結しており、現在把握している協定は、全庁で 182 件である。こうした協定については、大規模災害の発生時に応急復旧対策を迅速に行うためにも、協定がしっかりワークし、実効性が担保されることが非常に重要である。昨年度の首都直下地震の図上訓練において、通信、電気、ガス、燃料などのライフライン事業者や、物資調達に係る協定を締結している企業に訓練に参加いただいた。このような取組を通じて、協定締結企業と平時から顔の見える関係を築いているところ。
- このほか、都内区市町村と民間企業等が一時滞在施設の運営に関する協定を締結し、帰宅困難者の受け入れを行うこととしているが、今後さらに増やしていくためには、インセンティブ、賠償責任等のリスクの持ち方など、企業が参加しやすい仕組み作りが重要と考える。

- 静岡県でも、危機管理部や各部局が民間企業や業界団体と協定を締結しており、その数は昨年度末時点で 879 件。この協定の実効性をどのように確保していくかが目下の課題であると認識しており、本県では独自のデータベースを構築し、協定の概要、庁内担当課、協定先の企業名、連絡先などが分かるようにしている。また、数年おきに全ての部局に対して、協定の実効性が確保できるかの点検を依頼している。
- さらに毎年、協定締結先である全ての企業を対象に、協定事業者研修会を対面で実施し、顔の見える関係づくりをしている。開催は 1 年に 1 回であるが、担当部局から締結先に連絡し、直接顔を合わせることで、協定を相互確認できるようにしている。
- なお、昨年度、全国展開する企業と協定を締結した際には、災害時の物資や役務の提供に加え、平時に県民啓発を連携して進める旨を協定に記載し、企業の顧客に県の政策リーフレットを配布いただくことや、名刺に県の政策の QR コードを載せていただくことなどに取り組んでいる。こうした平時からできることを集めて整理しておくことも、議論として重要である。
- また、静岡県内では、協定ではない取組として企業間の主体的な防災ネットワークづくりが進んでいる。既にいくつかのネットワークが存在し、地域の企業として生きる以上、地域とのつながりなくして仕事はそもそもできないということも聞いている。県も意見交換の場と呼んでもらうことはあるが、あくまでもオブザーバーの立場として参加している。企業単独の力はもとより、業種の異なる企業の集合体は、社会そのものとも言える大きな力を秘めていると考える。主体的なネットワークづくりに取り組む企業自身の声も、可能な範囲で聴取いただきたい。